

網走市認定地域クラブ活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、網走市補助金等交付規則（昭和57年9月1日規則第18号）に基づき、網走市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の地域展開を推進するため、本市が認定する地域クラブ活動に必要な経費の一部に対し、予算の範囲内で網走市認定地域クラブ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、網走市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（以下「認定要綱」という。）第4条の規定により認定を受けた者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表に定める額の範囲内において、補助対象経費に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実際に支出した補助対象経費の額が前項に定める上限額を下回る場合は、当該実支出額を補助金の額とする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、補助対象者が多数にわたり、補助金の総額が予算の範囲を超過すると認められる場合、その他特に必要があると認められる場合は、補助金の額を調整し交付することができるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象となる期間は、第5条の申請をした日の属する月の初日から当該年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、網走市認定地域クラブ活動費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 会員（生徒）名簿（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに網走市認定地域クラブ活動費補助金交付（変更）決定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定者が次の各号のいずれかに掲げる事項を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業内容の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業の一部若しくは全部の中止又は廃止

2 交付決定者は前項第1号に該当するときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金変更交付申請書(第5号様式)を、同項第2号に該当するときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金中止(廃止)申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金交付(変更)決定通知書(第4号様式)又は網走市認定地域クラブ活動費補助金中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により、交付決定者にその旨を通知する。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条第1項第1号の軽微な変更は、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更とする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに網走市認定地域クラブ活動費補助金実績報告書(第8号様式。以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 年間活動報告書(第9号様式)

(2) 会員(生徒)名簿(第2号様式)

(3) 収支決算書(第10号様式)

(4) 補助対象経費内訳書(第11号様式)

(5) 補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等

(6) 事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、網走市認定地域クラブ活動費補助金確定通知書(第12号様式)により、交付決定者に対し通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、第10条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを交付決定者に対して命じることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金は、第11条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 交付決定者は補助金の概算払を受けようとするときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金概算払申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金概算払承認書(第14号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金請求書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定者が前項の規定に基づき補助金を請求するにあたり受領者が交付決定者と異なる場合においては、委任状(第16号様式)を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、概算払を受けている交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金精算払請求書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払請求)

- 第15条 第13条第3項の通知を受けた交付決定者は、概算払請求をするときは、網走市認定地域クラブ活動費補助金概算払請求書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) この要綱に基づく指示に違反したとき

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、返還命令書(第19号様式)により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。なお、補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

- 第18条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。
- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場

合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（調査）

第19条 市長は必要があると認めるときは交付決定者に対し必要な報告を求め、または調査することができる。

（補助金に係る経理）

第20条 交付決定者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第21条 市長は、交付決定者が網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、交付決定者が暴力団等に該当するときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めのない事項は、網走市補助金等交付規則(昭和57年9月1日規則第18号)の定めによる。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。

別表

種別	費目	内容		
補助対象経費	報酬	指導者報酬等		
	旅費	中学校体育文化振興補助対象外の旅費等		
	消耗品費	用具、事務用品等		
	印刷製本費	会員募集チラシ・ポスター等		
	通信運搬費	郵便代等		
	保険料	スポーツ安全保険等		
	施設使用料	練習会場使用料等		
	借料及び損料	会場使用料、リースレンタル料等		
	備品費	1万円以上、耐用年数3年以上のもの		
	研修費	指導者資格取得に係るもの、安全管理研修等		
補助金の額	クラブの規模及び会員（生徒）数（※1）に応じて、次のとおりとする。			
	補助額	基本額＋人数割額		
	基本額	クラブ規模	補助額	
		1～10人	100,000円	
		11～20人	150,000円	
		21人～	200,000円	
人数割額	参加生徒数×5,000円			

※1：実績報告日に在籍する生徒数とする（3年生については引退前在籍数）。